

# 役員等報酬規程

社会福祉法人 みくに会  
丸子ベビー保育園

## 社会福祉法人みくに会 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人みくに会(以下「当法人」という)定款第8条および第21条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員(以下「役員等」とする)の報酬等について定めるものである。

### (報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を現金支給する。

2 役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

### (役員等の報酬等の算定方法)

第3条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表1に定める額

(2) 役員等が職務のため出張をしたときは、別表3に定める額(交通費、宿泊費、日の報酬)を支給する。

### (苦情対応第三者委員の勤務報酬等)

第4条 苦情対応第三者委員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表2に定める額

### (当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している理事報酬は、第3条の規定に関わらず別表4に定める額を支給する。

### (報酬等の支給方法)

第6条 役員等に対する報酬は当該会議に出席した都度、支給する。

### (公表)

第7条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

### (改廃)

第8条 本規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

### (補則)

第9条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成 29 年 6 月 16 日より施行する。  
この規程は、令和 1 年 6 月 21 日より改訂し施行する。  
この規程は、令和 3 年 6 月 18 日より改訂し施行する。

別表 1 役員等の報酬

(1) 評議員

	日額
評議員会への出席、園行事への出席	5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000円

(2) 理事

	日額	報酬総額
理事会等会議への出席、園行事への出席	5,000円	20,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000円	20,000円

(3) 監事

	日額	報酬総額
理事会、監事監査等会議への出席、園行事への出席	5,000円	20,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000円	20,000円

別表 2 苦情対応第三者委員

	日額
苦情対応第三者委員	5,000円

別表 3 出張旅費

交通費	宿泊費	報酬(日額)	その他
実費	20,000円 (1泊、上限額)	10,000円	実費

別表 4 職員を兼務する理事

当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、職員給与に加えて役員報酬等を支給する。

役職名	理事会等会議への出席報酬(日額)
理事	5,000円